

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の策定業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和2年3月19日

江南市長 澤田 和延

1. 業務の概要

(1) 業務名

第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画策定業務委託

(2) 業務目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、平成30年3月に策定した第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画について、計画期間が平成32年度（令和2年度）までとなっているため、新たに障害福祉計画等を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

アンケート調査、会議支援等計画策定支援

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

2. 参加資格

本業務に係るプロポーザルの参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約成立までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続

開始の決定を受けている者を除く。)でない等、契約を履行することが困難と認められる状態にない者。

- (5)「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

3. 選考方法

上記「2. 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書類審査を行い、その内容を第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において評価し、候補者の選定を行います。

4. 手続き等

- (1) 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

江南市役所 福祉課 障害者支援グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話番号: 0587-54-1111 (内線 253)

FAX 番号: 0587-56-5515

E-mail: fukushi@city.konan.lg.jp

- (2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和2年3月19日(木)から令和2年4月7日(火)まで

イ 配布場所

江南市ホームページ

(<https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/proposal/1006517.html>)

からダウンロードしてください。

ウ 配布する書類

実施要綱、仕様書、参加申込書等各種様式

- (3) 実施要綱、仕様書等に関する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に関して質問することができる者は、上記「2. 参加資格」を満たしている者としてします。

イ 提出方法

質問書(様式第8)により電子メールにて提出してください。メールの件名は「プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 会社名」としてください。

ウ 提出期限

令和2年3月26日（木） 午後5時まで
提出期限以降の質問は、一切受け付けません。

エ 提出先

福祉課 E-mail:fukushi@city.konan.lg.jp

オ 回答方法

令和2年3月31日（火）に江南市ホームページに質問と回答を掲示します。

(4) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ア 参加申込書（様式第1） | 正本1部 |
| イ 誓約書（様式第2） | 正本1部 |
| ウ 参加資格確認書（様式第3） | 正本1部 |
| エ 会社概要書（様式第4） | 正本1部、副本5部 |
| オ 実績確認書（様式第5） | 正本1部、副本5部 |
| カ 業務従事者一覧（様式第6） | 正本1部、副本5部 |
| キ 参考見積書（様式第7）及び内訳 | 正本1部、副本5部 |
| ク 企画提案書（作成方法は実施要綱を参照） | 正本1部、副本5部 |
| ケ スケジュール表（様式は任意） | 正本1部、副本5部 |

※提出書類の詳細は、実施要綱に従い、上記書類を提出してください。

(5) 提出場所

上記「(1) 担当課」に同じ。

(6) 提出方法及び期限

- | | |
|-----------|---|
| ア 持参による提出 | 令和2年4月7日（火）午後5時まで |
| イ 郵送による提出 | 令和2年4月7日（火）必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。 |

5. 審査の結果通知

全ての参加者に対し、審査の結果を書面にて速やかに通知します。

通知予定日 令和2年4月14日（火）

6. その他

(1) 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

なお、失格となった場合は、別途通知します。

- | |
|------------------------------|
| ア 参加資格要件を満たしていない場合 |
| イ 提案者が同一事項の課題に対して2以上の提案をしたとき |

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 提案者が他人の提案の代理をしたとき
 - オ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - キ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれらが識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき
 - ク 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合
 - ケ 提案者が審査の公平性を害する行為を行った場合
 - コ 前各号に定めるもののほか、委員会が、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めたとき
- (2) その他
- ア 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。
 - イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
 - ウ 提出されたすべての書類は、返却しません。
 - エ 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
 - オ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
 - カ 審査の段階で提出された企画提案書等の内容について、質問する場合があります。

7. その他の留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によります。